

改 正 後	改 正 前
酒税に関する書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 及び事務手続等について（事務運営指針） （省 略） 記 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1 （省 略） 2 （省 略） 3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営 添付書面は、申告審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、意見聴取の際に十分聴取するよう努める。 また、書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、酒税調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。 第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項 1 意見聴取の実施 (1) （省 略） (2) 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、事前通知予定日の 1 週間から 2 週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を調整する。 この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、意見聴取を行う旨を通知した日、事前通知予定日等については、K S K 2 に入力する。 （注） 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など W e b 会議システム（Microsoft Teams）の利用が効率的と認められる場合は、当該システムの利用によっても差し支えない。また、税理士等の来署が困難であり、当該システムの利用も困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によって対応して差し支えない。 2 （省 略） 2 （省 略） 3 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙 1「応接簿（意見聴取用）」（以下「応接簿」という。）に<u>入力して統括官等の決裁を了する</u>。	酒税に関する書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 及び事務手続等について（事務運営指針） （同 左） 記 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1 （同 左） 2 （同 左） 3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営 添付書面は、申告書の審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、意見聴取の際に十分聴取するよう努める。 また、書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、酒税調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。 第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項 1 意見聴取の実施 (1) （同 左） (2) 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、事前通知予定日の 1 週間から 2 週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を調整する。 この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。 （注） 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。 2 （同 左） 2 （同 左） 3 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った場合には、別紙 1「応接簿（意見聴取用）」（以下「応接簿」という。）に<u>必要事項を記載し、統括官等の決裁を了し、酒税調査簿に編て</u>

改 正 後	改 正 前
① 相手方、応接者、調査対象者、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙２「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付可否 ⑥ その他参考となる事項 (注) 別紙２「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。 ４ 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として別紙２「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付することにより行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には別紙２「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない旨を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合 ② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第２面「３ 計算し、整理した主な事項」欄及び第３面「５ 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第２面「３ 審査した主な事項」欄及び第３面「４ 審査結果」欄に記載がない場合 ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合 (注) 税理士等に対する「現時点では調査に移行しない」旨の連絡は、その後に申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときに、調査することを妨げるものではない。 その際、事前通知を行わないこととしたときを除き、調査通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。 (2) 調査に移行する場合 意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。 なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。	つする。 (注) １ 意見聴取の結果、税理士等に対して指導した事項がある場合には、「摘要」欄に記載する。 ２ 別紙２「意見聴取結果についてのお知らせ」（以下「お知らせ文書」という。）を作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。 ４ 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則としてお知らせ文書により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合にはお知らせ文書を送付しない旨を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合 ② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第２面「３ 計算し、整理した主な事項」欄及び第３面「５ 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第２面「３ 審査した主な事項」欄及び第３面「４ 審査結果」欄に記載がない場合 ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合 (2) 調査に移行する場合 意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。 なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。 (注) １ 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。その際、事前通知を行う場合には改めて

改 正 後	改 正 前
5 （省 略）	<u>意見聴取を行う。</u> <u>2 お知らせ文書を送付した場合は、当該お知らせ文書の写しを酒税調査簿に編てつする。</u> 5 （同 左）

改 正 後

別紙 1

応接簿（意見聴取用）

相手方	税理士又は税理士法人の氏名又は名称					応接者	部門		
	事務所の所在地						氏名		
	酒類製造者名	電話番号 共通番号+枝番号					意見聴取連絡年月日		年 月 日
調査への移行の有無		有□ 無□		調査通知（予定）年月日				年 月 日	
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要□ 否□		送付年月日				年 月 日	
調査に移行しないとした場合の顧末等									
職員情報									
所属氏名	方法時間	場所	相手方	経過内容	管理者入力 指示内容等 確認				

改 正 前

別紙 1

別紙 1

応 接 簿（意見聴取用）

		決 裁 年 月 日	酒 類 指 導 官	担 当 者		
		.	.			
相手方	税理士又は税理士法人の氏名又は名称	応接者	部門			
	事務所の所在地		氏名			
	酒類製造者名	電話（ ）	－	応接方法	来 署	電 話
応 接 日 時	年 月 日	：	～	：	意見聴取連絡年月日	年 月 日
意見聴取の内容						
調 査 へ の 移 行 の 有 無		有□ 無□		調査通知(予定)日		年 月 日
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要□ 否□		送 付 年 月 日		年 月 日
摘 要						

整理番号

別紙 1 記載要領

応接簿（意見聴取用）

1 使用目的

「応接簿（意見聴取用）」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要□」にチェックし、送付する必要がある場合には、「否□」にチェックする。
調査に移行しないとした場合の顛末等	意見聴取により、調査に移行しないとした場合にその顛末、及び「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士等から申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記載する。

（注） 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合には、国税局酒税課に確認する。

別紙 1 記載要領

応接簿（意見聴取用）

1 使用目的

「応接簿（意見聴取用）」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果のお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
意見聴取結果のお知らせの送付要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果のお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要□」にチェックし、送付する必要がある場合には、「否□」にチェックする。
摘 要	<u>意見聴取の結果、税理士等に対して指導した事項を記載する。</u> 意見聴取により、調査に移行しないとした場合には、その顛末、及び「意見聴取結果のお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士から申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記載する。

（注） 1 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合には、国税局酒税課に確認する。

2 国税局の場合は、決裁欄の「酒類指導官」を適宜訂正して使用する。

別紙2

お問い合わせ
番 号

税 務 署 長

様

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろから協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る下記の税目における申告について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

税 目

納 税 者 名

納 税 地

連絡先	部 署	税務署	電話番号 (ダイヤルイン)	
	担当者		内線	

別紙2

別紙2

□□□-□□□□

第 号

年 月 日

様

税 務 署 長

財務事務官

印

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろから協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る（ ）税の申告について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名

納 税 地

担当者

電話

— —
内線 ()